各高齢者施設・事業所 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 介護サービス担当課長 (公印省略)

要配慮者利用施設(高齢者施設・事業所)の避難確保計画の提出先及び避難訓練の実施報告先の周知について(通知)

本県の高齢福祉施策の推進につきまして、日頃から多大な御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年及び令和3年における水防法(昭和24年法律第193号)及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の改正により、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として名称及び所在地が位置付けられた高齢者施設・事業所においては、水害又は土砂災害に対応した避難確保計画の作成及び市町村への報告、また作成した計画に基づく避難訓練の実施及び市町村への訓練実施報告が義務化されました。

この度、多くの照会が寄せられた<u>各市町村における避難確保計画の報告先及び避難訓練の実施報告先について、別添のとおりとりまとめましたので、お知らせします</u>。要配慮者利用施設に該当する場合においては、確認と、速やかな対応をお願いします。

- ※ 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に所在していても、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけが無い場合、計画策定及び報告義務はありません。しかし、非常時に備え、計画策定をすすめていただくようお願いします。
- ※ 施設・事業所が要配慮者利用施設かどうか、計画の策定方法、提出方法、訓練実施及 び実施報告方法等につきましては、市町村窓口あて問合せをお願いします。

介護情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリー
 - → 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策
 - → 防災関係 (通知類)

https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=912&topid=22

問合せ先

高齢福祉課保健・居住施設グループ 真壁・岡崎 電話 045 - 210 - 4856